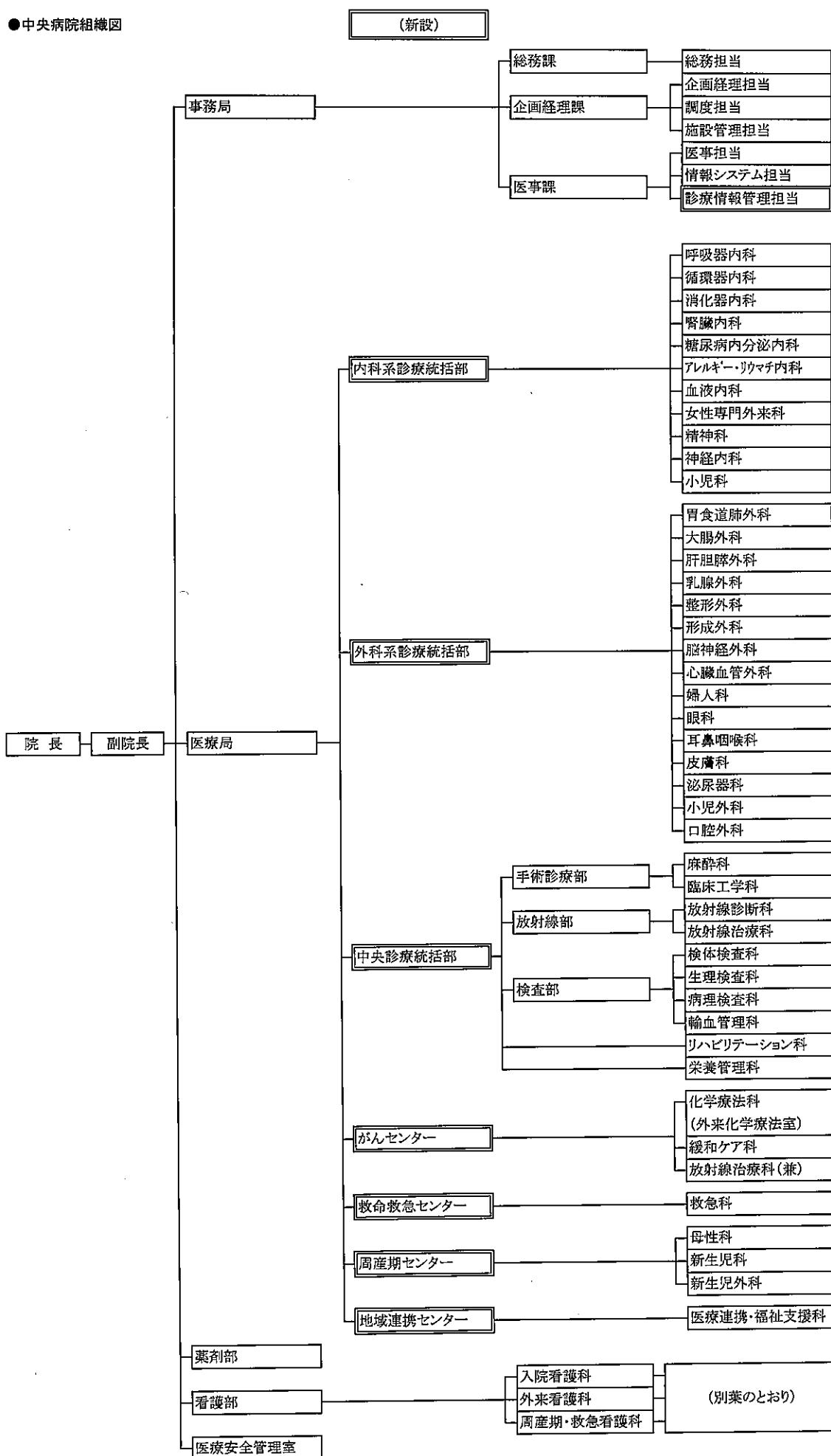


## ●規程改正案の概要

要旨	平成24年度法人の組織及び職の改編等に併せ、組織規程等の改正を行う。
内容	<p><b>1 組織規程の改正</b></p> <p>(1) 組織及び付随する改編</p> <p>①統括部(センター)及び統括部長の新設 中央病院の医療局長へ事務集中を緩和するため、内科系診療統括部(長)、外科系診療部(長)、中央診療統括部(長)、がんセンター(統括部長)、救命救急センター(統括部長)、周産期センター(統括部長)、地域連携センター(統括部長)を新設する。</p> <p>②医療局における部の再編 中央病院では統括部の新設に伴い、外来診療部、入院診療部、周産期センター部、がん診療部、救急診療部、地域医療連携部を廃止し、北病院においては医療部長を廃止する。</p> <p>③医療局における科の再編 組織改編に伴い、中央病院のリハビリテーション科及び栄養管理科を中央診療統括部に配置し、地域連携センターに医療連携・福祉支援科を新設するとともに診療録管理科を廃止し、北病院の事務局に医療安全管理室を新設する。</p> <p>(2) 職の改編</p> <p>①副科長の選任・配置 院長は必要に応じ医療局に置く各部の診療科に主任医長のうちから選任した科長又は医長のうちから選任した副科長を置くことができる。</p> <p>②コメディカルの配置される所属へのリーダーの配置 管理職員及び科長を補佐するため、技師長の中からリーダーを選任し配置する。</p> <p><b>2 管理職員等の範囲を定める規程の改正</b> 組織及び職の改編に伴い、中央病院に新設される統括部長を加え、北病院において廃止される医療部長を削除する。</p>
施行期日	平成24年4月1日から施行する。

●中央病院組織図

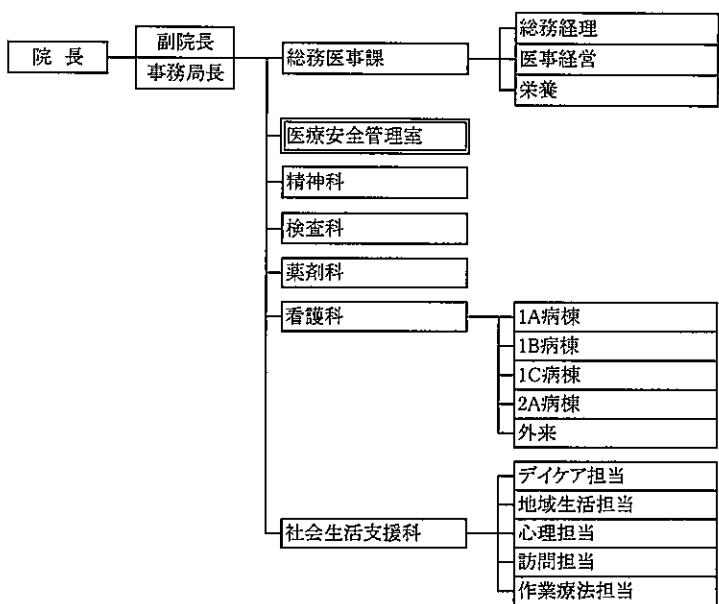


(別葉)



●北病院組織図

(新設)



組織規程新旧対照表

新	旧
(病院の組織)	(病院の組織)
第12条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、薬剤部、看護部を置く。 2 北病院に事務局、医療安全管理室、精神科、検査科、薬剤科、看護科、社会生活支援科を置く。	第12条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、薬剤部、看護部を置く。 2 北病院に事務局、精神科、検査科、薬剤科、看護科、社会生活支援科を置く。
(統括部長)	(統括部長)
第17条 中央病院の医療局に、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、周産期センター統括部長、中央診療統括部長、がんセンター統括部長を置く。 2 内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、周産期センター統括部長、がんセンター統括部長、救急救急センター統括部長、周産期センター統括部長、がんセンター統括部長は上司の命を受け、その所掌事務を掌り、所属職員を掌屋し、所属職員を指揮監督する。	第17条 中央病院の医療局に、周産期センター統括部長、周産期センター統括部長、周産期センター統括部長、がんセンター統括部長を置く。 2 内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、周産期センター統括部長、がんセンター統括部長、救急救急センター統括部長、周産期センター統括部長、がんセンター統括部長は上司の命を受け、その所掌事務を掌り、所属職員を指揮監督する。
(部長等)	(部長等)
第18条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長、検査部長、検査部長を置く。 2 _____ 手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長は上司の命を受け、その所掌事務を掌り、所属職員を指揮監督する。	第18条 中央病院の医療局に、手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長、検査部長、検査部長を置く。 2 _____ 手術診療部長、放射線部長、検査部長、検査部長は上司の命を受け、その所掌事務を掌り、所属職員を指揮監督する。
※以下、第24条まで、1条づつずれる。	※以下、第24条まで、1条づつずれる。
(課長等)	(課長等)
第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に、総務医事課長、医療安全管理室長を置く。 2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌りし、所属職員を指揮監督する。	第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に、総務医事課長、医療安全管理室長を置く。 2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌りし、所属職員を指揮監督する。
(科長等)	(科長等)
第20条 院長は必要に応じ医療局に置く各部の診療科に主任医長のうちから選任した科長又は医長のうちから専任した副科長を置くことできる。 2 科長及び副科長は、上司の命を受け、科の事務を掌りし、所属職員を指揮監督する。	第20条 院長は必要に応じ医療局に置く各部の診療科に主任医長のうちから選任した科長又は医長のうちから専任した副科長を置くことできる。 2 科長及び副科長は、上司の命を受け、科の事務を掌りし、所属職員を指揮監督する。
(リーダー)	(リーダー)
第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主査及び技師長のうちから選任したりーダーを置くことができる。	第23条 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、主査及び技師長のうちから選任したりーダーを置くことができる。
附 則(平成24年4月1日第〇号) この規程は、平成24年4月1日より施行する。	附 則(平成24年4月1日第〇号) この規程は、平成24年4月1日より施行する。

新規規程新旧对照表(第12条関係:別表)

新		旧	
病院名	部局	部局	部局
中央病院	事務局	事務課	施設課 企画室
医療安全監理室	中央病院	事務局	医療安全監理室
医療局	内科系診療統括部	呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 アレルギー・リウマチ科 血液内科 精神科 神経内科 小児科	呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 アレルギー・リウマチ科 血液内科 精神科 神経内科 小児科
外科系診療統括部	大腸外科 肝胆膵外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小児科 口腔外科	大腸外科 肝胆膵外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小児科 口腔外科	
中央診療統括部	手術診療部 放射線部 検査部	臨床工学科 放射線診療科 放射線治療科 検体検査科 生理検査科 病理検査科 輸血管理科 リハビリテーション科 坐浴室	手術診療部 放射線部 検査部
老人センター	化学療法科 緩和ケア科 放射線治療科	化学療法科 緩和ケア科 放射線治療科	
救命救急センター	救命救急センター	救命救急センター	
地域連携センター	地域連携センター	地域連携センター	
薬剤部	看護部	看護科 新生児科 新生児外科 医療情報・福祉支援科	看護科 新生児科 新生児外科 医療情報・福祉支援科
看護部	事務局	事務課 医療安全監理室 精神科 検査科 薬剤科 看護科 社会生活支援科	事務課 医療安全監理室 精神科 検査科 薬剤科 看護科 社会生活支援科
北病院		東京市 看護部 事務局	東京市 看護部 事務局

管理職員等の範囲を定める規程新旧対照表(平成24年4月1日施行分)

新		旧	
別表 組織上の区分		別表 組織上の区分	
本部事務局	事務局長 又は福利厚生に関する企画立案担当の職員	事務局長 又は福利厚生に関する企画立案担当の職員	事務局長 又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
中央病院	院長 副院長 薬剤部長 看護部長 統括部長 統括部長 護部長	事務局次長 看護部次長 施設検査技師長 副看護部長	事務局次長 看護部長 施設管理幹部 副看護部長
北病院	院長 副院長 看護師長	—— ——	課長 薬剤師長 副總看護師長